

鯖 監 第 2 4 号
令和4年12月23日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 (1)補助金等の名称：河川等美化愛護活動事業補助金
(2)財政援助団体：日野川（支流を含む）を清く美しくする会
(3)所 管 課：産業環境部環境政策課
- 3 事前調査期間 令和4年12月5日から令和4年12月19日まで
- 4 監査実施日 令和4年12月19日（月）
- 5 監査対象年度 令和3年度
- 6 監査対象事項 補助金等に係る出納その他の事務
- 7 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、補助金等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1)補助金等の決定は法令等に適合しているか。補助金等交付要綱は整備されているか。
- (2)補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3)補助金等の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。補助対象経費は明確か。
- (4)財政的援助が既得権益化していないか。社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5)補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6)財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7)補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要はないか。

○財政援助団体関係

- (1)監事監査が適正に実施されているか。
- (2)事業は交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4)補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5)現金管理、公印の管理等が適切に行われているか。
- (6)精算報告（実績報告）は適正に行われているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	日野川（支流を含む）を清く美しくする会
代 表 者	会長 奥村 正昭（令和3年度）

2 補助金の概要

補助金等の名称	河川等美化愛護活動事業補助金
補助金等の額	1,200,000円（令和3年度）
補助金等交付の目的	河川等の美化、愛護思想の普及、意識の高揚活動の実践に寄与する。

第3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。

なお、日野川（支流を含む）を清く美しくする会の事務局は環境政策課内に置かれているものであり、指摘事項等については、所管部局と財政援助団体の両側面から確認し、改善に取り組まれない。

1 指摘事項

記載すべき事項なし

2 改善事項

【財政援助団体】

(1) 会計処理について

会計処理に係る規定はないが、一定額以上の契約・発注においては、複数業者から見積書の徴収し見積合わせを行い、随意契約の理由を明記する等、市の財務規則を参考にして、適正な契約、経費の縮減に努めること。

また、執行科目の誤りが見受けられる。科目区分は補助対象経費の算出に関わる内容であるため適正に処理されたい。

(2) 物品購入について

消耗品や備品購入等の物品については、団体の運営および活動目的に沿った使途範囲のものを計画的に購入すること。

3 意見

【所管課・財政援助団体】

(1) 事業等の見直しについて

団体の設立経緯や運営目的を整理のうえ、事業の内容や実施方法等において専門性や市民協働を取り入れる工夫をして、将来的には団体の在り方および事務局体制も含めた見直しを検討されたい。